



宮 崎 県 公 報

平成27年12月24日 (木曜日) 第 2754 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○知事が保有する個人情報の保護等に関する規則
の一部を改正する規則…………… (総務課) 1

告 示

○公の施設の指定管理者の指定…………… (文化文教課) 6
○民有林の保安林の指定予定 (2 件) …… (自然環境課) 6

○公の施設の指定管理者の指定 (2 件) …… (観光推進課) 6
○道路の区域の変更 (3 件) …… (道路保全課) 6
○道路の供用の開始…………… (“) 7
○公の施設の指定管理者の指定…………… (建築住宅課) 7

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見 (2 件) …… (商工政策課) 8
○地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 8
○知事が行う都市計画事業の施行の公告…………… (都市計画課) 8

規 則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第60号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則 (平成15年宮崎県規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保有個人情報開示請求書)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第16条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法定代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の区分、本人の氏名及び住所又は居所並びに本人の連絡先</p> <p>(本人等であることを示す書類)</p> <p>第4条 条例第16条第2項 (条例第25条第2項、第30条第2項及び第38条第2項において準用する場合を含む。) に規定する保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを示す書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 本人が請求をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として知事が認めるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>(保有個人情報訂正請求書)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 条例第30条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、</p>	<p>(保有個人情報開示請求書)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第16条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 代理人 (条例第15条第2項に規定する代理人をいう。以下同じ。) が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の区分、本人の氏名及び住所又は居所並びに本人の連絡先</p> <p>(本人等であることを示す書類)</p> <p>第4条 条例第16条第2項 (条例第25条第2項、第30条第2項及び第38条第2項において準用する場合を含む。) に規定する保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 本人が請求をする場合 運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードその他これらに類する書類として知事が認めるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 代理人 (法定代理人を除く。) が請求する場合 当該代理人に係る第1号に定める書類並びに本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書その他代理人の資格を証明する書類として知事が認めるもの</p> <p>(保有個人情報訂正請求書)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 条例第30条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、</p>

次に掲げる事項とする。

- (1) [略]
- (2) 法定代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の区分、本人の氏名及び住所又は居所並びに本人の連絡先(保有個人情報利用停止請求書)

第20条 [略]

2 条例第38条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) [略]
- (2) 法定代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、本人の区分、本人の氏名及び住所又は居所並びに本人の連絡先

別記

様式第1号(第2条関係)

[略]

[略]					
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	心身の状 況	家庭・経 済	社会生活	思想、信 条、信教 等
	<input type="checkbox"/> 識別・整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	[略]			
[略]					

様式第2号(第3条関係)

[略]

住所又は居所
(法人成年後見人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び代表者の印)

[略]

[略]		
3 郵送による 交付の希望及 び郵送方法	郵送による 交付の希望 郵送方法	[略] 1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取(特例型))

(法定代理人記入欄) 法定代理人が請求する場合は、この欄も記入してください。

4 本人の区分	1 未成年者 2 成年被後見人
---------	-----------------

[略]

(注) 1 請求者本人であることを示す書類(運転免許証、旅券

次に掲げる事項とする。

- (1) [略]
- (2) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の区分、本人の氏名及び住所又は居所並びに本人の連絡先(保有個人情報利用停止請求書)

第20条 [略]

2 条例第38条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) [略]
- (2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、本人の区分、本人の氏名及び住所又は居所並びに本人の連絡先

別記

様式第1号(第2条関係)

[略]

[略]					
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	心身の状 況	家庭・経 済	社会生活	思想、信 条、信教 等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別・整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	[略]			
[略]					

様式第2号(第3条関係)

特定個人情報

[略]

住所又は居所
(代理人が法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び代表者の印)

[略]

[略]		
3 郵送による 交付の希望及 び郵送方法	郵送による 交付の希望 郵送方法	[略] 1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取(特例型)

(代理人記入欄) 代理人が請求する場合は、この欄も記入してください。

4 本人の区分	1 未成年者 2 成年被後見人 3 委任者
---------	-----------------------

[略]

(注) 1 請求者本人であることを示す書類(運転免許証、旅券

等) を提示又は提出してください。

- 2 法定代理人(個人)の場合は、代理人に係る(注)1の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を提示又は提出してください。

- 3 法定代理人(法人成年後見人)の場合は、代表者印の印鑑証明書を提出するとともに、成年後見に係る登記事項証明書を提示又は提出してください。

4・5 [略]

- 6 郵送による開示請求の場合は、(注)1の書類の写しを2種類提出してください。

担当部局から電話等により請求者本人又は法定代理人に対して開示請求の意思確認を行います。意思確認ができない場合は、審査を開始できない可能性がありますので御了承ください。

[略]

請求者本人の確認	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
請求資格の確認	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()
[略]	
備 考	※ 郵送による開示請求の場合 本人又は法定代理人の開示請求の意思を確認した日時及び方法 日時 () 方法 ()

様式第4号(第5条、第15条、第21条関係)

[略]

住所又は居所
(法人成年後見人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び代表者の印)

[略]

[略]

[略]

様式第5号(第6条関係)

[略]

[略]

(注)1 [略]

- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注)2の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。

4 [略]

、個人番号カード等)を提示し、又は提出してください。

- 2 代理人の場合は、代理人に係る(注)1の書類(代理人が法人である場合は、当該書類に代えて、代表者印の印鑑証明書)に加え、代理人の資格を証明する書類(法定代理人の場合:戸籍謄本、登記事項証明書等 委任による代理人の場合:委任状及び本人の印鑑登録証明書等)を提示し、又は提出してください。

3・4 [略]

- 5 郵送による開示請求の場合は、(注)1の書類の写しを2種類提出してください。

担当部局から電話等により請求者本人又は代理人に対して開示請求の意思確認を行います。意思確認ができない場合は、審査を開始できない可能性がありますので御了承ください。

[略]

請求者本人の確認	1 運転免許証 2 旅券 3 個人番号カード 4 その他 ()
請求資格の確認	【法定代理人の場合】 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 () 【委任による代理人の場合】 1 委任状 2 本人の印鑑登録証明書 3 その他 ()
[略]	
備 考	※ 郵送による開示請求の場合 本人又は代理人の開示請求の意思を確認した日時及び方法 日時 () 方法 ()

様式第4号(第5条、第15条、第21条関係)

特定個人情報

[略]

住所又は居所
(代理人が法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び代表者の印)

[略]

[略]

[略]

様式第5号(第6条関係)

[略]

[略]

(注)1 [略]

- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注)2の書類に加え、代理人の資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。

4 [略]

様式第 6 号 (第 6 条関係)

[略]

[略]

[略]

(注) 1 [略]

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を係員に提示し、又は提出してください。

3 法定代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注) 2 の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。

4 [略]

様式第 14 号 (第 14 条関係)

[略]

住所又は居所

(法人成年後見人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び代表者の印)

[略]

[略]

(法定代理人記入欄) 法定代理人が請求する場合は、この欄も記入してください。

3 本人の区分	1 未成年者	2 成年被後見人
[略]		

(注) 1 請求者本人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を提示又は提出してください。

2 法定代理人(個人)の場合は、代理人に係る(注) 1 の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を提示又は提出してください。

3 法定代理人(法人成年後見人)の場合は、代表者印の印鑑証明書を提出するとともに、成年後見に係る登記事項証明書を提示又は提出してください。

4 [略]

5 郵送による訂正請求の場合は、(注) 1 の書類の写しを 2 種類提出してください。

担当部局から電話等により請求者本人又は法定代理人に対して訂正請求の意思確認を行います。意思確認ができない場合は、審査を開始できない可能性がありますので御了承ください。

[略]

請求者本人の確認	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
請求資格の確認	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()

様式第 6 号 (第 6 条関係)

[略]

[略]

[略]

(注) 1 [略]

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を係員に提示し、又は提出してください。

3 代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注) 2 の書類に加え、代理人の資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。

4 [略]

様式第 14 号 (第 14 条関係)

特定個人情報

[略]

住所又は居所

(代理人が法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び代表者の印)

[略]

[略]

(代理人記入欄) 代理人が請求する場合は、この欄も記入してください。

3 本人の区分	1 未成年者	2 成年被後見人	3 委任者
[略]			

(注) 1 請求者本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を提示し、又は提出してください。

2 代理人の場合は、代理人に係る(注) 1 の書類(代理人が法人である場合は、当該書類に代えて、代表者印の印鑑証明書)に加え、代理人の資格を証明する書類(法定代理人の場合: 戸籍謄本、登記事項証明書等 委任による代理人の場合: 委任状及び本人の印鑑登録証明書等)を提示し、又は提出してください。

3 [略]

4 郵送による訂正請求の場合は、(注) 1 の書類の写しを 2 種類提出してください。

担当部局から電話等により請求者本人又は代理人に対して訂正請求の意思確認を行います。意思確認ができない場合は、審査を開始できない可能性がありますので御了承ください。

[略]

請求者本人の確認	1 運転免許証 2 旅券 3 <u>個人番号カード</u> 4 その他 ()
請求資格の確認	【 <u>法定代理人</u> の場合】 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 () 【 <u>委任</u> による <u>代理人</u> の場合】 1 <u>委任状</u> 2 本人の印鑑登録証明書 3 その他 ()

[略]

備 考	※ 郵送による訂正請求の場合 本人又は <u>法定代理人</u> の訂正請求の意思を確認した日時及び方法 日時 () 方法 ()
-----	--

様式第19号 (第20条関係)

[略]

住所又は居所
(法人成年後見人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び代表者の印)

[略]

[略]

(法定代理人記入欄) 法定代理人が請求する場合は、この欄も記入してください。

3 本人の区分	1 未成年者 2 成年被後見人
[略]	

(注) 1 請求者本人であることを示す書類 (運転免許証、旅券等) を提示又は提出してください。

2 法定代理人 (個人) の場合は、代理人に係る (注) 1 の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類 (戸籍謄本、登記事項証明書等) を提示又は提出してください。

3 法定代理人 (法人成年後見人) の場合は、代表者印の印鑑証明書を提出するとともに、成年後見に係る登記事項証明書を提示又は提出してください。

4 [略]

5 郵送による利用停止請求の場合は、(注) 1 の書類の写しを2種類提出してください。

担当部局から電話等により請求者本人又は法定代理人に対して利用停止請求の意思確認を行います。意思確認ができない場合は、審査を開始できない可能性がありますので御了承ください。

[略]

請求者本人の確認	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
請求資格の確認	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()
[略]	

備 考	※ 郵送による利用停止請求の場合 本人又は <u>法定代理人</u> の利用停止請求の意思を確認した日時及び方法 日時 () 方法 ()
-----	--

[略]

備 考	※ 郵送による訂正請求の場合 本人又は <u>代理人</u> の訂正請求の意思を確認した日時及び方法 日時 () 方法 ()
-----	--

様式第19号 (第20条関係)

特定個人情報

[略]

住所又は居所
(代理人が法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び代表者の印)

[略]

[略]

(代理人記入欄) 代理人が請求する場合は、この欄も記入してください。

3 本人の区分	1 未成年者 2 成年被後見人 3 <u>委任者</u>
[略]	

(注) 1 請求者本人であることを示す書類 (運転免許証、旅券、個人番号カード等) を提示し、又は提出してください。

2 代理人の場合は、代理人に係る (注) 1 の書類 (代理人が法人である場合は、当該書類に代えて、代表者印の印鑑証明書)に加え、代理人の資格を証明する書類 (法定代理人の場合：戸籍謄本、登記事項証明書等 委任による代理人の場合：委任状及び本人の印鑑登録証明書等)を提示し、又は提出してください。

3 [略]

4 郵送による利用停止請求の場合は、(注) 1 の書類の写しを2種類提出してください。

担当部局から電話等により請求者本人又は代理人に対して利用停止請求の意思確認を行います。意思確認ができない場合は、審査を開始できない可能性がありますので御了承ください。

[略]

請求者本人の確認	1 運転免許証 2 旅券 3 <u>個人番号カード</u> 4 その他 ()
請求資格の確認	【法定代理人の場合】 1 戸籍謄本 2 <u>登記事項証明書</u> 3 その他 () 【委任による代理人の場合】 1 <u>委任状</u> 2 <u>本人の印鑑登録証明書</u> 3 その他 ()
[略]	

備 考	※ 郵送による利用停止請求の場合 本人又は <u>代理人</u> の利用停止請求の意思を確認した日時及び方法 日時 () 方法 ()
-----	--

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 798号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立芸術劇場
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人宮崎県立芸術劇場
理事長 佐 藤 壽 美
宮崎県宮崎市船塚3丁目 210番地
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 799号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字下水流 140-68
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字下水流 140-68（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 800号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字河谷字白木俣上津留甲4208-乙、甲4224-7
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 801号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県営国民宿舎えびの高原荘
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
宮交ショッピングアンドレストラン株式会社
代表取締役 黒 木 博
宮崎県宮崎市中村東2丁目8番12号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 802号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県営国民宿舎高千穂荘
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
宮交ショッピングアンドレストラン株式会社
代表取締役 黒 木 博
宮崎県宮崎市中村東2丁目8番12号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 803号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年12月24日から平成28年1月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5	西臼杵郡五	旧	13.6~	113.0

	03号	ケ瀬町大字 三ヶ所字尾 平5503番1 地先から同 郡同町同大 字同字5503 番1地先ま で		22.0	
			新	15.0～ 54.0	113.0

宮崎県告示第 804号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年12月24日から平成28年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字馬 峰末1041番 1地先から 同市同町菅 原同字末10 39番1地先 まで	旧	5.2～ 8.7	26.5
				新	5.4～ 11.4	26.5

宮崎県告示第 805号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年12月24日から平成28年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
409	県道	生駒高 原北西 方線	小林市南西 方字大出水 5301番7地 先から同市 南西方同字 5160番2地 先まで	旧	9.7～ 20.6	113.4
					5.6～ 20.6	148.5
				新	9.7～ 20.6	113.4

宮崎県告示第 806号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年12月24日から平成28年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字尾 平5503番1 地先から同 郡同町同大 字同字5503 番1地先ま で	平成27年12月24日

宮崎県告示第 807号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第25号）第75条第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- 県営沖の下B団地
- 県営三ツ枝B団地
- 県営古城ヶ鼻団地
- 県営塩見川西団地
- 県営日知屋東団地
- 県営川路団地
- 県営土橋団地
- 県営下水流団地
- 県営本村団地
- 県営平城団地
- 県営加草団地
- 県営宮ヶ原団地
- 県営三ツ瀬団地
- 県営野田団地
- 県営塩浜団地
- 県営野田第二団地
- 県営一ヶ岡団地
- 県営共栄団地
- 県営昭和団地
- 県営浜町団地
- 県営大貫東団地
- 県営土々呂団地
- 県営希望ヶ丘団地
- 県営塩浜南団地
- 県営塩浜西団地
- 県営田口野団地
- 県営西町団地

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
延岡日向宅建協同組合
代表理事 甲 斐 正 幸
宮崎県延岡市日の出町 2 丁目 1 番地 1
- 3 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ボンベルタ橋
宮崎市橋通西三丁目10番32号 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成27年 8 月11日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成27年12月24日から平成28年 1 月25日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カリノ宮崎
宮崎市橋通東四丁目 8 番 1 号
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成27年 8 月27日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成27年12月24日から平成28年 1 月25日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年10月 1 日から平成26年 3 月11日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字奈留の一部、大字高松の一部
- 4 認証年月日
平成27年12月15日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 2 項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成27年12月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路事業 3・2・1号 安賀多通線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事務所の所在地
延岡市愛宕町 2 の15
宮崎県延岡土木事務所
- 4 事業地
収用の部分
宮崎県延岡市共栄町、伊達町 1 丁目、伊達町 2 丁目、伊達町 3 丁目及び構口町 1 丁目地内
使用の部分
なし